

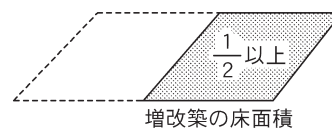
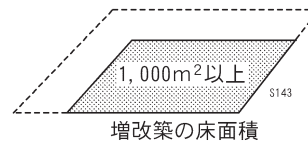
■ 3. 従前の規定が適用されないケース

◎法第17条の2の5第1項の規定は、消防用設備等で次のいずれかに該当するものについては、適用しない（法第17条の2の5第2項1号～4号）。

- ①法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令などの従前規定に対し、もともと消防用設備等が違反しているとき。
- ②法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令などの改正後に、次に掲げる一定規模以上の増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えを行ったとき。

一定規模以上の増築及び改築の範囲は、次のとおり（令第34条の2）。

- 増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が、1,000m²以上となるもの
- 増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が、工事着工時における当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上となるもの



大規模の修繕及び模様替えの範囲は、当該防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えとする（令第34条の3）。

- ③既存する消防用設備等が、消防用設備等の技術上の基準に関する政令などの新規規定に適合しているとき。

〔解説〕 この場合、将来にわたり消防用設備等を技術上の基準（適合時の基準）に従って設置し、及び維持しなければならないことになる。従前の規定は適用されない。

- ④特定防火対象物における消防用設備等であるとき、または新規規定を施行又は適用する際、新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等であるとき。

〔解説〕 この規定により、特定防火対象物については、消防用設備等の技術上の基準が改正されるごとに、新規規定が適用されることになる。また、新築・増築・改築中の特定防火対象物は、設計を変更するなどしてでも消防用設備等が新規規定に適合させなければならない。

P28 ▶▶正解 & 解説 【7】	誤	<p>【7】 正解3</p> <p>1 & 2. 延べ面積の1 / 2以上の増改築に該当しないため、従前の規定が適用される。</p> <p>3. 延べ面積 1,000m² 以上または1 / 2以上のいずれの増改築にも該当する。増築又は改築にあわせて、消防用設備等を改正後の基準に適合させなければならない。</p> <p>4. 延べ面積 1,000m² 以上または1 / 2以上のいずれの増改築にも該当しない。</p>
	正	<p>【7】 正解3</p> <p>1 & 2. 延べ面積の1 / 2以上の増改築に該当しないため、従前の規定が適用される。</p> <p>3. 「主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替え」に該当するため、消防用設備等を改正後の基準に適合させなければならない増築、改築又は修繕若しくは模様替えに該当する。</p> <p>4. 劇場及び遊技場は、いずれも特定防火対象物である。特定防火対象物は、増改築や修繕・模様替えにかかわらず、消防用設備等の技術上の基準が改正されることに消防用設備等を基準に適合させなければならない。設問では、消防用設備等を改正後の基準に適合させなければならない増改築、修繕・模様替えに該当するものを選ぶよう求めている。4の内容は「過半の修繕又は模様替え」に該当しない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【7】 正解3</p> <p>1 & 2. 延べ面積の1 / 2以上の増改築に該当しないため、従前の規定が適用される。</p> <p>3. 「主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替え」に該当するため、消防用設備等を改正後の基準に適合させなければならない増築、改築又は修繕若しくは模様替えに該当する。</p> <p>4. 劇場及び遊技場は、いずれも特定防火対象物である。特定防火対象物は、増改築や修繕・模様替えにかかわらず、消防用設備等の技術上の基準が改正されることに消防用設備等を基準に適合させなければならない。設問では、消防用設備等を改正後の基準に適合させなければならない増改築、修繕・模様替えに該当するものを選ぶよう求めている。4の内容は「過半の修繕又は模様替え」に該当しない。</p> </div> <p>※破線で切り取り、該当箇所に貼り付けてください。</p>
P26 【4】	誤	<p>【4】 防火対象物を消防用設備等の技術上の基準が改正された後に (略)</p> <p>4. 増築又は改築以前の当該防火対象物の延べ面積と、増築又は改築後の延べ面積との差が、5,000m²となる場合</p>
	正	<p>【4】 防火対象物を消防用設備等の技術上の基準が改正された後に (略)</p> <p>4. 増築又は改築以前の当該防火対象物の延べ面積と、増築又は改築後の延べ面積との差が、500m²となる場合</p>
P42 ▶▶正解 & 解説 【5】	誤	<p>【5】 正解 1</p>
	正	<p>【5】 正解 4</p>
P58 【1】	誤	<p>【1】 消防設備士免状に関する記述について、消防法令上、正しい (略)</p> <p>2. 消防設備士免状の記載事項に変更を生じた場合、当該免状を交付した都道府県知事又は移住地若しくは勤務地を管轄する都道府県知事に免状の書換えを申請しなければならない。</p>
	正	<p>【1】 消防設備士免状に関する記述について、消防法令上、正しい (略)</p> <p>2. 消防設備士免状の記載事項に変更を生じた場合、当該免状を交付した都道府県知事又は居住地若しくは勤務地を管轄する都道府県知事に免状の書換えを申請しなければならない。</p>

更新：[2021.4.28]

<p>P78</p> <p>更新：[2021.7.16]</p>	<p>誤</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">防火対象物の区分</th> <th style="text-align: center;">設置基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> ◎令別表第1 (1) イ、(2)、(3)の一部、(6) イ①～③・ロ、(16の2)、(16の3)、(17)、(20)に掲げる防火対象物 </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 延べ面積に関係なく設置する </td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">具体例</th> </tr> <tr> <td>劇場、映画館、演芸場</td> <td>キャバレー、ナイトクラブ</td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>遊技場又はダンスホール</td> <td>風俗店</td> </tr> <tr> <td>カラオケボックス</td> <td>待合、料理店、飲食店〔※1〕</td> </tr> <tr> <td>病院、診療所</td> <td>養護老人ホーム、有料老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>地下街</td> <td>建築物の地階と地下道 準地下街</td> </tr> <tr> <td>重要文化財</td> <td>総務省令で定める舟車</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ◎令別表第1 (16) [複合用途防火対象物] に掲げる建築物の地階、無窓階又は3階以上の階 </td> <td style="text-align: center;"> 床面積 50m²以上 </td> </tr> </tbody> </table>	防火対象物の区分		設置基準面積	◎令別表第1 (1) イ、(2)、(3)の一部、(6) イ①～③・ロ、(16の2)、(16の3)、(17)、(20)に掲げる防火対象物		延べ面積に関係なく設置する	具体例		劇場、映画館、演芸場	キャバレー、ナイトクラブ		遊技場又はダンスホール	風俗店	カラオケボックス	待合、料理店、飲食店〔※1〕	病院、診療所	養護老人ホーム、有料老人ホーム	地下街	建築物の地階と地下道 準地下街	重要文化財	総務省令で定める舟車	◎令別表第1 (16) [複合用途防火対象物] に掲げる建築物の地階、無窓階又は3階以上の階		床面積 50m ² 以上	
防火対象物の区分		設置基準面積																									
◎令別表第1 (1) イ、(2)、(3)の一部、(6) イ①～③・ロ、(16の2)、(16の3)、(17)、(20)に掲げる防火対象物		延べ面積に関係なく設置する																									
具体例																											
劇場、映画館、演芸場	キャバレー、ナイトクラブ																										
遊技場又はダンスホール	風俗店																										
カラオケボックス	待合、料理店、飲食店〔※1〕																										
病院、診療所	養護老人ホーム、有料老人ホーム																										
地下街	建築物の地階と地下道 準地下街																										
重要文化財	総務省令で定める舟車																										
◎令別表第1 (16) [複合用途防火対象物] に掲げる建築物の地階、無窓階又は3階以上の階			床面積 50m ² 以上																								
<p>P98</p>	<p>誤</p>	<p>◎防火対象物 (略) (令第7条第1項)。 ◎防火対象物 (略) (令第7条第2項)。 ◎令第10条第3項 (略) (令第8条第3項)。</p>	<p>正</p>	<p>◎防火対象物 (略) (規則第7条第1項)。 ◎防火対象物 (略) (規則第7条第2項)。 ◎令第10条第3項 (略) (規則第8条第3項)。</p>																							
<p>P114～115 4.</p>	<p>誤</p>	<p>■2. はりの曲げモーメント</p> <p>◎今、図の両端支持ばりに集中荷重が作用しているものとする。A 支点到に作用する力のモーメントは、次のとおりとなる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>D 断面に作用する曲げモーメントは、次のとおりとなる。</p> <p>[右回りの曲げモーメント] = 300N × 0.3m = 90N</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>また、C 断面に作用する曲げモーメントは、最大となる。</p> <p>[右回りの曲げモーメント] = 300N × 0.7m = 210N</p> <p>[左回りの曲げモーメント] = 700N × 0.3m = 210N</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>■2. はりの曲げモーメント</p> <p>◎今、図の両端支持ばりに集中荷重が作用しているものとする。A 支点到に作用する力のモーメントは、次のとおりとなる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>D 断面に作用する曲げモーメントは、次のとおりとなる。</p> <p>[右回りの曲げモーメント] = 300N × 0.3m = 90N・m</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>また、C 断面に作用する曲げモーメントは、最大となる。</p> <p>[右回りの曲げモーメント] = 300N × 0.7m = 210N・m</p> <p>[左回りの曲げモーメント] = 700N × 0.3m = 210N・m</p>																									
<p>P119</p> <p>▶▶正解&解説</p> <p>【2】</p>	<p>誤</p>	<p>【2】正解1</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>分母を 1m² にするため、分母と分子の両方に 1 × 10⁻⁶ をかける。</p> $\frac{1\text{N}}{1 \times 10^{-6}\text{m}^2} = \frac{1 \times 10^{-6}\text{N}}{1\text{m}^2} = 1 \times 10^6\text{N/m}^2 = 1\text{N/mm}^2$ <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【2】正解1</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>分母を 1m² にするため、分母と分子の両方に 1 × 10⁶ をかける。</p> $\frac{1\text{N}}{1 \times 10^{-6}\text{m}^2} = \frac{1 \times 10^6\text{N}}{1\text{m}^2} = 1 \times 10^6\text{N/m}^2 = 1 \times 10^6\text{Pa} = 1\text{MPa}$																									

<p>P138 13.</p>	<p>誤</p>	<p>◎仕事率は、単位時間に行う仕事の割合をいう。仕事量を W [J]、仕事をしたとき時間を t [s] とすると、仕事率 P は次の式で表される。単位は W (ワット) を用いる。仕事率は、工率または動力ともいう。</p>
	<p>正</p>	<p>◎仕事率は、単位時間に行う仕事の割合をいう。仕事量を W [J]、仕事をした時間を t [s] とすると、仕事率 P は次の式で表される。単位は W (ワット) を用いる。仕事率は、工率または動力ともいう。</p>
<p>P208 ▶▶正解 & 解説 【2】</p>	<p>誤</p>	<p>【2】 正解 1 2. (略) 3. 蓄圧式粉末消火器の蓄圧ガスの充てんには、二酸化炭素、窒素ガス、またはそれらの混合ガスを使用する。</p>
	<p>正</p>	<p>【2】 正解 1 2. (略) 3. 蓄圧式粉末消火器の蓄圧ガスの充てんには、主に窒素ガスが使用される。</p>
<p>P307 ▶▶正解 & 解説 【9】 ※赤字を削除</p> <p>更新：[2021.1.19]</p>	<p>誤</p>	<p>【9】 正解</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>1. A、B 2. B 3. C</p> </div> <p>写真Aはノズルの形状から機械泡消火器、写真Bはホーンがあることから二酸化炭素消火器、写真Cは蓄圧式の粉末消火器または強化液消火器である。しかし、強化液消火器とすると、設問1の答えはA、B、Cの3つになってしまう。また、設問3の答えに該当する消火器が存在しない。以上のことから、写真Cは蓄圧式の粉末消火器である。</p>